

報酬付与の申立てについて

1 概要

後見人等の報酬を受け取る場合は、裁判所に報酬付与の申立てを行い、裁判官が決定した金額を本人の財産から支出する形になります。

報酬額は、「月額いくら」というような定額の先決めではなく、前回付与から今回付与までの間に行った活動に対する報酬を後払いする形で、本人の財産で支払える範囲で裁判官が決定することになります。通常は定期報告と同時に申立てしていただいています。

本人の財産が少ない場合は、報酬付与を認めない可能性もあります。

2 申立てに必要なもの

収入印紙 800円

郵便切手 84円

申立書

・以下は定期報告時の提出物と同様です。

後見等事務報告書

財産目録及びその財産内容を示す通帳コピー等の資料

収支予定表及びその収支内容を示す年金額通知書コピー等の資料

(前回提出時から変更がない場合は不要)